

形質変更時要届出区域台帳

香川県

整理番号	令8-3	指定年月日・指定番号	令和8年6月12日・香-44	所在地	仲多度郡多度津町栄町一丁目760番2の一部、767番1の一部、767番4の一部	
調製・訂正年月日	令和8年6月12日					
形質変更時要届出区域の概況	学校用地			面積	1,097.1㎡	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨						
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類						
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由				一部の区画において、試料採取を省略した。 理由：既に建物が建設されており、試料採取が困難であるため。		
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置						
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨						
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	令和8年4月1日	クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、ベンゼン		含有量基準・溶出量基準・ 第二溶出量基準		田村ボーリング㈱
		カドミウム及びその化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・ 第二溶出量基準		
六価クロム化合物、鉛及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・ 第二溶出量基準				
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法
					有・無	
						有・無
					有・無	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態」については、土壤その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。